青森市議会会議規則の一部を改正する規則

青森市議会会議規則（平成十七年青森市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七十条の見出し中「起立」を「電子表決システム等」に改め、同条第一項中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を「電子表決システム（議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによって、その結果を議場内に表示する装置をいう。以下同じ。）により賛成者」に改め、同条第二項中「議長が」を「前項の場合において、議長が」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

２　議員は、電子表決システムによる表決においては、賛成のボタン又は反対のボタンを押さなければならない。

３　第一項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第七十六条中「起立の方法で」を「第七十条第一項又は第三項の規定により」に改める。

附　則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～　◇　～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

提案理由

本会議における表決について、電子表決システムを導入するため、提案するものである。